

第7回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和4年7月5日(火)
2、場 所	中津市役所 4階 研修室
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、15番村上委員、最適化推進委員10名(廣津、長谷川、宮瀬、濱田、武信、村本、浦野、尾家、岩渕、北山)
4、欠席委員	6番(田畑) 7番(多村) 最適化推進委員(前田、黒土、岡崎、加藤、高橋、鷹崎、井上、北村、臺、江島、苅北、新谷) 尾家、岩渕、北山)
5、事務局	用松局長、井倉次長、桑島次長、井上
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	5番奥委員、12番百留委員、
用松局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議 長 (中原会長)	それでは、只今より令和4年第7回定期総会を開催致します。 議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を5番奥委員、12番百留委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。

3番（高倉）	<p>（1番の申請地の場所について説明）</p> <p>1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が3条申請をするとのことでございます。</p>
議 長	<p>ただいま、1番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。</p> <p>それでは、2番について審議に入る前に坪根委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>坪根委員 退席</p>
議 長	<p>それでは、2番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局（井倉）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、2番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。</p>
3番（高倉）	<p>（2番の申請地の場所について説明）</p> <p>2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は農業用施設として使用するということです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、2番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。</p> <p>坪根委員は、入室ください。</p> <p>坪根委員 着席</p>

議 長	それでは、3番4番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、3番4番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。
村本推進委員	（3番4番の申請地の場所について説明） 3番4番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番4番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、3番4番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号	農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について
議 長	議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、当委員会は承認と致します。
議案審議 議第3号	農用地利用集積計画（案）について
議 長	議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、審議に入る前に高倉委員、田上委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触

<p>議 長</p>	<p>しますので一時退室をお願いします。</p> <p>高倉委員、田上委員退席</p>
<p>農政振興課 (田中)</p>	<p>それでは、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p> <p>(農政振興課 担当 説明)</p>
<p>議 長</p> <p>(全委員)</p>	<p>ただいま、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありました。異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。</p> <p>高倉委員、田上委員は、入室ください。</p> <p>高倉委員、田上委員 着席</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議第3号農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、審議に入る前に中原委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>中原委員 退席</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>それでは、議第3号農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興課 (田中)</p>	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>ただいま、農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありました。異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>

<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。</p> <p>中原委員は、入室してください。</p> <p>中原委員 着席</p>
<p>議案審議 議第4号 議 長</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局(井倉)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1番について、調査の報告を濱田推進委員をお願いします。</p>
<p>濱田推進委員</p>	<p>(1番の申請地の場所について説明)</p> <p>1番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、1番について、調査の報告が濱田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは、2番3番4番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局(井倉)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、2番3番4番について、調査の報告を村本推進委員をお願いします。</p>
<p>村本推進委員</p>	<p>(2番3番4番の申請地の場所について説明)</p> <p>2番3番4番について報告いたします。それぞれの譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転することに間違いありません。それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よ</p>

		ろしくお願いします。
議	長	ただいま、2番3番4番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、2番3番4番について当委員会は許可と致します。
全委員		(異議なし)
議案審議		
議第5号		農地転用事業計画変更申請に関する件について
議	長	議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)		議案朗読
議	長	それでは、1番について現地調査の報告を武信推進委員にお願いします。
武信推進委員		(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告いたします。当初許可申請で賃貸共同住宅用地(2棟)として転用許可を受けましたが、事業計画面積が当初の計画より追加となったため、事業計画面積の変更申請となっています。詳細につきましては、のちほど議第7号の5番で5条申請がありますので、その時に報告します。ご審議よろしくお願いします。
議	長	ただいま、1番について、調査の報告が武信推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
議案審議		
議第6号		農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議	長	議第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件につ

	いて、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。
3番（高倉）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。転用目的は、申請地を貸駐車場用地として整備する計画です。周囲に農地が一部あるが、同意は得ており、境界杭も確認でき、雨水は自然浸透及び東側水路へ放流することから、周囲への影響はないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、1番2番について、調査の報告を坪根委員をお願いします。
2番（坪根）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲用地（9区画）の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は敷地内で集水し、北側水路に放流します。周囲に農地は無く、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
	（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲用地（10区画）の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は敷地内で集水し、北西側道路側溝へ放流します。周囲に農地が一部あるが同意

	<p>は得ており、境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議 よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、1番2番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、 異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井倉)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、3番について、調査の報告を橋本委員をお願いします。</p>
1番 (橋本)	<p>(3番の申請地の場所について説明)</p>
	<p>3番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による宅地 分譲用地(9区画)として整備する計画です。生活排水は公共下水道へ、 雨水は敷地内で集水し、北側道路側溝に放流します。周囲に農地は無く、 境界杭も確認できたので問題はないものと思われます。ご審議よろしくお 願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、3番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異 議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 それでは、4番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井倉)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、4番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。</p>
4番 (白木原)	<p>(4番の申請地の場所について説明)</p>
	<p>4番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による賃貸 戸建住宅用地(6棟)の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水排 水とともに北側道路側溝へ放流します。周囲に農地が一部あるが同意は</p>



<p>議 長</p>	<p>得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、4番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませぬか。</p>
<p>事務局 (井倉)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。それでは、5番6番7番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>武信推進委員</p>	<p>議案朗読</p> <p>それでは、5番6番7番について、調査の報告を武信推進委員にお願いします。</p> <p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>5番について報告します。転用目的は、先に議第5号農地転用事業計画変更の1番報告があり賃貸共同住宅用地(3棟)で申請するものです。活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに、東側水路に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。</p> <p>(6番の申請地の場所について説明)</p> <p>6番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲用地(3区画)の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに、東側水路に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。</p> <p>(7番の申請地の場所について説明)</p> <p>7番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による賃貸共同住宅用地(2棟)の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに、西側水路に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、5番から7番について、調査の報告が武信推進委員よりありましたが、異議はございませぬか。</p>

(全委員)	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番6番7番について当委員会は許可と致します。それでは、8番9番10番について議案の説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、8番9番10番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。
村本推進委員	<p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>8番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに、北東側道路側溝に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>9番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲用地(2区画)の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに、南東側道路側溝に放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>10番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による貸資材置場及び駐車場用地の申請です。雨水は敷地内で集水し北西側水路へ放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	ただいま、8番9番10番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、8番から10番について当委員会は許可と致します。 それでは、11番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、11番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	（11番の申請地の場所について説明） 11番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による貸資材置場用地の申請です。雨水は敷地内で集水し東側水路へ放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、11番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、11番について当委員会は許可と致します。 それでは、12番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、12番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	（12番の申請地の場所について説明） 12番について報告します。転用目的は、所有権移転交換により駐車場用地の申請です。雨水は地下浸透及び東側道路側溝へ放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、12番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、12番について当委員会は許可と致します。

		<p>それでは、13番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局（井倉）		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>それでは、13番について、調査の報告を松田委員をお願いします。</p>
11番（松田）		<p>（13番の申請地の場所について説明）</p> <p>13番について報告します。転用目的は、所有権移転贈与による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水とともに北側道路側溝へ放流する計画です。周囲に農地はあるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま、13番について、調査の報告が松田委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議 長		<p>異議なしと認め、13番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議		
議案第8号		<p>非農地証明願に関する件について</p>
議 長		<p>議第8号の非農地証明願に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局（井倉）		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>ただいま、議案の説明がございましたが異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議 長		<p>異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。</p>
議案審議		
議案第9号		<p>その他について</p>
議 長		<p>議第9号その他について、議案の説明をお願いします。</p>

用松局長	(別紙議案のとおり)
議 長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第2号 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農地利用集積計画(案)について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第7号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第8号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第7回定期総会を閉会いたします。</p>